

民國文獻資料叢編

民國時期  
社會調查  
資料彙編

國家圖書館  
選編

國家圖書館出版社



國家圖書館 選編

民國時期社會調查資料彙編

第八冊

國家圖書館出版社

# 第二次冀東農村實態調查報告書

## 統計篇

(第三班 豐潤縣)

(日)古山勝夫 著

大連：南滿洲鐵道株式會社，一九三七年鉛印本

# 第八冊目錄

## 第二次冀東農村實態調查報告書

統計篇(第三班 豐潤縣)..... 1

## 康德三年度農村實態調查報告書

戶別調查之部第一分冊(瓊瑋縣、洮南縣、樺川縣、富錦縣) ..... 167

第 二 次

# 冀東農村實態調查報告書

統 計 篇

---

第三班 豐潤縣

---

南滿洲鐵道株式會社



## 緒 言

昨昭和十一年四月支那駐屯軍司令部に於ては、伊藤顧問を班長とする冀東農村實態調査班を組織し、冀東一六縣下二五部落に亘り之が調査を実施した。

由來北支に於ては、農村の疲弊困憊を傳ふこと久しく、その來因を擧げて或は封建的諸關係に於ける飽く無き苛斂誅求となし、或は絶えざる國際資本の重壓となし、乃至は相繼ぐ戰禍、頻發する災害等々を以てするも、之を論ずる者唯徒らに抽象的の字句を羅列するに止まり、未だ曾て之が實態的究明により貧窮の依つて來る所を示し眞に農村現實の姿を世に傳へたるを見ない。蓋し如上の農村を救濟し、農民更生の道を講ぜんには、何よりも先づ農村社會の凡有る事象を最も本質的に、且つ最も正確に把握闡明し、然る後之に適切なる對策を樹立すべきである。曩に冀東政權獨立僅かに半歳を出でざる旬々の間、率先該調査を敢行せし所以も亦こゝに存するのである。

第一回冀東農村實態調査報告は、既に刊行され幾多貴重なる資料を世に提供してゐるが、該調査は北支に於ては邦人としての最初の試みであり、且つ當時の政情未だ定かならざりしを以つて、民心の不安容易に解けず、従つて之が内容の探究に深く立ち入ることを許さず、調査員は再び來たるべき日を期待し、ひたすらに農民の感情融和と了解に努めたのである。かくてこの第一回冀東農村實態調査の尊き試練と體驗は、やがて駈りて今次の第二回調査を企圖せしむるに至つたものである。

天津事務所調査課に於ては、第一回調査完了以來之が結果に基き、第二回冀東農村實態調査を計畫し、而して本地區に施行する上に最も支障となるべき部落民の了解、縣當局の援助等に細心の努力を拂ひ、平谷縣を選定して之が連絡準備を進めつゝありしところ、本年一月に至り本社産業部に於ては、本調査を重視し、正確なる基礎資料蒐集の必要を認め、調査部落を増加して次の四縣下四部落四班の調査班を編成した。

### 一、調査部落

- |     |                       |
|-----|-----------------------|
| 一 班 | 平谷縣第二區大北關……………穀作地帯    |
| 二 班 | 寶坻縣第五區西苑莊……………土布副業地帯  |
| 三 班 | 豐潤縣第三區米廠……………棉作地帯     |
| 四 班 | 昌黎縣第一區前梁各莊……………果樹栽培地帯 |

### 二、調査員

水 野 薫 (團長)

- |     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 一 班 | 高田英二 (班長) 天津事務所調査課第三係           |
|     | 土肥武雄 天津事務所調査課第四係                |
|     | 鹽谷安夫 産業部資料室調査班東亞經濟係             |
|     | 徳永正雄 公主嶺農事試験場畜産科                |
|     | 岸本清三郎 産業部農林課農産係                 |
| 二 班 | 井上照丸 (班長) 天津事務所調査課第四係 (現在産、資、調) |
|     | 石田七郎 滿鐵北平留學生                    |
|     | 長谷部照正 産業部資料室調査班東亞經濟係            |
|     | 藤川 清 産業部資料室調査班勞務係               |



	尾崎英雄	産業部農林課拓植係
三班	殿生文男(班長)	天津事務所調査課第三係
	濱本憲治	天津事務所調査課第四係
	千田英二	天津事務所調査課第三係
	那須嘉門	總裁室東亞課第二係
	溝口房雄	産業部資料室調査班東亞經濟係
四班	田中義英(班長)	天津事務所調査課第三係
	中西功	天津事務所調査課第三係
	林田和夫	産業部資料室調査班東亞經濟係
	西村重雄	産業部農林課畜産係
	小川信行	公主嶺農事試験場種藝科(現在天事、調)

### 三、調査並に集計日程

二月七日	調査員天津に集合し調査準備を行ふ。
二月十六日	離津調査部落に入る。
二月十七日	四班とも現地調査を完了し無事歸津、引續き全員集計事務に従ふ。
三月三十一日	現地調査員天津に於て解散。
四月七日より同二十二日迄大連に於て集計事務並に報告書作成につき合議。	
四月二十四日より補完調査のため一部調査員再度入村し五月三日歸津。	

調査部落の選定に當りては、調査員並に調査期間の制限により平均部落戸数よりは稍々小型なれども便宜上百戸内外のものを選び、戸別調査票により全戸に亘り各戸別に農家經濟の態様を聴取することとし、一般調査に對しては同じく戸別調査と相並行し當該部落の自然的、社會的、歴史諸條件を調査することとした。

現地調査完了後戸別集計を天津に於て一應取纏め、更に之が集計表につき大連本社産業部内に於て検討を行ひ尙之が補完調査を四月下旬より五月上旬に亘る間に實施し、漸く基礎資料の整備を見るに至つた。

但し、第二班(寶坻縣)は補充調査の結果、著しき不備を發見せしため、秋收後再度の調査を待つて集計の正確を期するの止むを得ざる事情に際會した。

本調査報告は統計編、記述編に分ち各分冊刊行せらるゝものである。

本調査の調査方法、集計方法、内容の如何に就ては幾多叱正を受くべ點あらんも、之に就ては將來の調査研究を待ちて訂正補足すべきを約するものである。さり乍ら本報告は、現政情下の冀東農村に於ては容易に求め得ざる實態調査資料にして、尙些か斯界の參考に供し得ることを信ずるものである。

終りに本調査に對し、諸種の援助と御高配を賜りたる關係官公署、縣顧問、地方官民各位に對し甚深なる謝意を表するものである。

昭和十二年五月

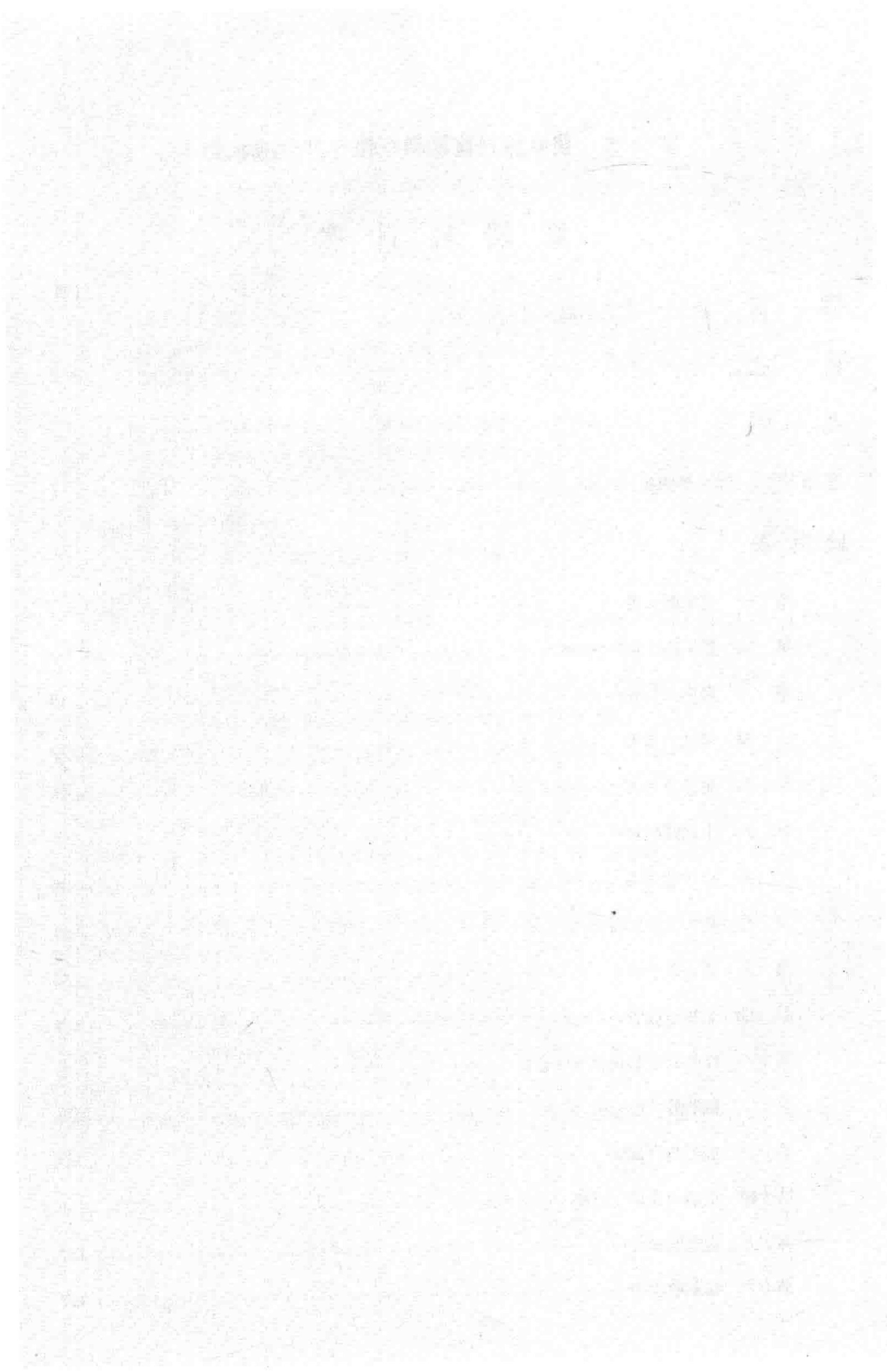
産業部資料室  
天津事務所



第二次 冀東農村實態調查報告書 (統計篇)

豐潤班目次

	(頁)
緒言 .....	1
目次 .....	1
凡例 .....	2
部落概況(附度量衡表) .....	1
統計表	
第一 農家概況表 .....	1
第二 農家略歷表(附家系圖) .....	5
第三 農家人員表 .....	13
第四 被傭勞働表 .....	25
第五 雇傭勞働表 .....	29
第六 土地關係表 .....	33
第七 小作關係表 .....	39
第八 建物及農具表 .....	51
第九 家畜頭數表 .....	53
第十 公租公課表 .....	61
第十一 作物別作付面積及收量表 .....	69
第十二 穀物收入處分表 .....	89
第十三 農產物賣却表 .....	97
第十四 生活費現銀支出表 .....	109
第十五 貸借關係表 .....	117
第十六 現銀收支表 .....	127





## 凡 例

1. 各調査部落について農家戸別調査表から集計表16表を作つた。その部落の特殊性を、即ち集計表をみる上に豫め念頭に置かるべきことを示す目的で部落概況(末尾に度量衡表を附す)を解説し、別に縣略圖、部落近郊圖、聚落地圖を添附した。
2. 年號は凡て民國によつた。調査年度は陰曆をとり、民國二十五年一月一日より同年十二月三十一日迄とした。
3. 集計表に現はるゝ金額は、一應各部落の調査年度一年間の平均相場によつて、凡て國幣に換算することゝした。その換算率は次の如し。

平谷班	}	1 吊——15銅子兒	50銅子兒——1角。
豐潤班			
昌黎班			

4. 本統計篇は後日發表さるべき一般調査報告(記述篇)と相俟つて部落の經濟事情を明瞭にせんとするものである。
5. 以下この統計篇をみる上に注意さるべきことを列擧する。

### 第一 農家概況表

本表は農家の規模及び性格を見るため、第三表以下の各表より若干の事項を抽出した。

「農家番號」——十二月末現在の部落全農家を調査し、夫々番號を與へた。調査年度に於ける離村農戸、或は特殊な事由による調査不能、不完農戸は總計に加へざるも、農家番號を附し、集計表には得たる數字を記載することゝした(豐潤班)。

平谷、昌黎班に於ては農家番號を經營面積順に付したるも、豐潤班に於ては地主、自作、小作の三基本形態を組合せ、更にその中を實質的熟地所有面積の大小順に番號を附し、而して純粹な雇農(農業經營地無く家族成員の農業労働賃収入によつて生計を維持してゐる農家)、無職、雜業にはそれ以下の番號を與へた。然るに印刷配例は次の規準に従ふことゝした。自己所有地中 70% 以上の貸付地をもつものは上に取出し、純粹な雇農、無職、雜業等を除いた農地經營農家は經營様式の如何に拘らず經營面積の大小順に配列した。

「經營様式」——現實に農耕に關與する仕方を地主、自作、小作、雇農の四つとし、各農家の經營様式はこの基本形態を組合せて作り、農耕に關與しないものは一括して雜業或は無職の名稱を與へた。尙經營様式は、四つの基本形態には原則として、範疇に量的基準を採らざるも、唯純粹な雇農でなく雇農を兼ねる農家には次の規準によつてその稱呼に制限を加へることゝした。即ち該農家構成員の一部が民國二十五年度内に於て年工、月工或は 30 日以上(但し零細土地經營農家に就ては 20 日程度迄斟酌した)を日工として雇傭された場合にのみその名稱を與へた。

「家族」——「家族全數」には他出してゐても經濟的に一世帯をなす者は含み、雇傭長工は含まない。

「家族労働員數」——とは家族中で農業労働に常時従事してゐる人員の意味である。「婦女子労働員數」とは農耕に關與せるものゝ數を示す。各第三、四、五關係表參照。

「被傭、雇傭」——第四、五被傭、雇傭労働表參照。

「實質的熟地所有面積、貸付面積、耕作面積」——第六土地關係表參照。

「農具數」——犁仗、石頭碾子、扇車子、碾子、磨、大車の單純なる合計數を示す。

「大家畜數」——馬、牛、騾、驢の役畜をその農耕勞力に従つて換算せるものゝ合計數にして、共同使用の場合  
はそれを配分し—農家當大家畜數を計算した。第九家畜頭數表參照。

「家屋房數」——住家、農舍、畜舍の總間數を示す。

「副業その他」——生計補充的業務にして且恒常的性質を帯びる業務及びその他の雜業を示した。

## 第二 農家略歴表

本表は現住農家が現在に至るまでの概括的な歴史を示し、別に家系圖を附した。

土地所有の變遷は農民の記憶の粗漏と、政治的な杞憂による欺瞞的な答辯が考へらるゝため、こゝに記載せる  
數字はその全貌を示すものでなく大體の事實を知り得るに過ぎない。殊に年度別賣却土地畝數に於て欺瞞性が多  
いと考へらる。

「同族關係」——同族とは分家關係で連なる同姓の意にしてその姓を示した。

「出身地」——現戸主の出身地ではなく、當該農家の發祥地或は單に前住地を示すものである。

「移住年代及び世代數」——本部落に移住せる年代と現戸主の世代數を示す。

「分家年代」——分家相續でなく、一子が相續せる場合（單頭相續と假稱）を×印で示すものがある。

「繼承土地畝數」——現戸主が先戸主の土地を繼承せるものを示した。それは自己の代に於ける土地所有の變遷  
を計算しても現在所有土地畝數とは必ずしも一致しない。前掲説明參照。

「現在所有土地畝數」——民國二十五年末の事實による。第六土地關係表參照。

「年度別賣却、購入、入出典地畝數」——年度別賣却、購入、入出典地畝數に就ては現戸主の代（自己の分家、  
相續年代淺き場合は父の代に於ける土地所有の變化をも記す）を示すものと（平谷、豐潤班）、自己の代と限らず  
比較的最近の土地所有の變遷を時代別に示すもの（昌黎班）がある。

既に典關係が消滅せるものにして回贖と記載なきものは第十五貸借關係表によつてその事實を考照する必要が  
ある。第六土地關係表參照。

「土地得喪原因」——主なる土地得喪（典關係を含む）の原因を説明する。

「經營様式の變遷」——親の代、自己の代に區別せるものと（平谷、豐潤班）、時代別に示せるもの（昌黎班）が  
あり、各その主なる經營様式を示した。従つて自己の代に於ける經營様式と現經營様式とは必ずしも一致しない。

## 第三 農家人員表

一世帯に含まれる家族員と雇傭年工の性別、年齢別人口及び其の消費同等價計、勞力同等價計、教育の有無（家  
族員）經足數を示す。年齢は總て數へ年による。家族員數には調査年度内の全部或は殆んど不在であつても送金、  
仕送り等を行ひ、家計と密接な關係を有する者はこれを含めた。雇傭年工は調査年度に於いて實際雇傭され、農  
業勞働に従事した者であつて、調査年度内に雇傭契約をなしたのみのものを含まない。教育は家學、私塾程度の  
ものをも有教育者として取扱つた。

「消費同等價」——性別、年齢階級別によつて算出基準を次の如くした。



性別 \ 年齢	1-4	5-14	15-55	56以上
男子	—	0.5	1.0	0.5
女子	—	0.4	0.8	0.4

出稼者にして6箇月以上離村不在であつたものは同等價を調査年度全體を家に居らなかつた如く扱ひ、それ未満のものは上記基準に依り計上した。

「年工消費同等價及び雇傭消費同等價」—雇傭年工の同等價は上記基準に依り、それ以外の月工、日工等の同等價は月工は10箇月を以て、日工は300日を以て100%とした。それぞれの同等價計は以上の合計である。

「勞力同等價」—屯内に於ける可動勞働力の存在を求めると謂ふ立前で、年齢によつて算出することとし、次の標準に従つた。特に不具、老衰、疾病等勞働力を減殺する理由をもつ者は事情を參酌して同等價を低減或は零とした。耕種農業に於ける女子勞働は棉花、果樹栽培、織布等の行はれる地帯に於ては、その特異條件を考慮する必要があるも、茲ではそれは計算に加へなかつた。

性別 \ 年齢	12以下	13-14	15-17	18-19	20-55	56-60	61以上
男子	—	0.2	0.5	0.8	1.0	0.5	0.2
女子	—	—	—	—	—	—	—

家族員にして商業をなし、商店に勤めてゐる者等は同等價を零としたが、農業勞働に従事する者は屯内、屯外、自家、他家の何れで働くかを問はず同等價を算出計上した。

「年工勞力同等價及び雇傭勞力同等價」—雇傭年工の同等價は上記基準に依り、それ以外の月工、日工の同等價は10箇月を以て、日工は200日を以て100%とした。それぞれの同等價計は以上の合計である。

6箇月未満の雇傭勞働者に對するものは家族員の場合に於けると同様に同等價を計上しなかつた。

#### 第四 被傭勞働表

「自家勞力同等價一人當耕作面積」—耕作面積を自家勞力同等價數を以て除して得たるものである。

「被傭勞力同等價計」—他に被傭された勞力を第三表に示した基準によつて、同等價に換算したものの合計である。

#### 第五 雇傭勞働表

「勞力一人當耕作面積」—こゝに謂ふ勞力とは實際に耕作に投下された勞働力の意味である。即ち自家勞力同等價に雇傭勞力同等價を加へ、それより被傭勞力同等價を差引きたるものである。従つて勞力一人當耕作面積とは耕作面積を上述の勞力で除したものである。

#### 第六 土地關係表

本表は主として所有、典、押、貸借關係の下にある土地の種類、面積及びその利用狀況を示した。

土地の種類、面積は民國二十五年末現在の事實に従ひ、それは地券面の地目、面積とは一致しない。

貸付地、自作地、小作地、耕作面積は秋收直後の事實によることとした。

昌黎班は實質的熟地所有面積、貸付地、自作地、小作地、耕地面積を普通畑、果樹畑に區分した。

村境界が明確ならざるため嚴密な小作地の所在は知り得ず、村民の言質そのまゝを記載した。

「實質的熟地所有面積」——農家が實際に自作及び貸付により使用収益をなしてゐる熟地面積を示し、従つて出典地面積を除き入典地面積を含んでゐる。

「熟地」——畑地、茶園、果樹畑のそれは農民の呼稱する地目に従ひ、次に宅地、墓地等に作物を栽培せる場合はその面積を之に加ることとした。

「押」——金錢の借入に際して一定の不動産を指定し、他日元利を返済するか、元利を返済せざる場合は之に代へて該不動産の占有用益を貸主に與ふことを約する契約である。

「典」——他人より一定の金錢の融通を受け、之に對して自己の不動産を使用収益せしめる行爲であつて、他日融通を受けたると同額の金錢を給付して、その使用収益を終らしむるものを謂ふ。該不動産の使用収益を許すことを出典と呼び、之を受くることを入典（接典、承典）と謂ふ。押地にして元利を返済せざるため貸主に不動産の占有用益が移れるもの、即ち典に轉化せるものはこの項にその面積を記し尙備考に註記することとした。典押共に第十五貸借關係表参照。

「民國二十五年内土地移動關係」——民國二十五年の秋收後に行はれたる土地の移動關係、例へば土地の賣買、典押の發生と回贖を記した。

備考欄には典關係に於ける出典者、入典者、或は小作地の小作形態等を示した。

## 第七 小作關係表

本表は小作關係として、小作契約の諸條件を示した。

小作形態は金納と物納、定額と分益を組合せ四つの小作形態に分別することとした。この外に特殊な小作形態——豐潤班の包糧——は部落の俗稱に従ひ分別記載し、又平谷班に於ける勞働地代形態をとる勞賃納は別に掲記した。昌黎班は調査部落内の地主が他部落のものに貸付けた小作地の小作條件を記せるも平谷、豐潤班はそれを示さない。

「地主」——調査部落内の地主はその農家番號によつて示した。次に所謂不在地主はその住所、氏名、經營様式を示したるも不在地主中經營様式の不明のものは（地）とした。

「小作地の村内外」——第六土地關係表参照。

「證書の有無」——小作契約が證書なるか、口頭なるかを分別し、口頭契約の場合は「無」とした。

「押租」——小作契約敷金の有無。

「期間」——形式的な小作期間でそれは繼續年數とは一致しない。

「小作地附加物」——小作地以外に地主が小作人に無償で貸與又は給與するもの。

「小作料」——前、後、分割、不定期納別契約額。物納分租の場合はその分益率を示す。契約額は畝當りとせるも小作料に面積を併記し、小作總面積に對する契約額を示せるものがある。實納額は民國二十五年度の小作に對する實納總額を示す。



「納入の方法」——地主或は莊頭の宅へ持参と、自己の宅で支拂ふものとを區別す。物納の場合は地主宅搬入或は場房搬入と記した。

「繼續年數」——當該小作地の小作關係が實際に繼續した年數。

「小作人の義務」——小作契額納入以外に小作人が地主のため勞務、贈與等の義務を負擔せるもの。

「公租公課の分勞」——民國二十五年小作に對し田賦、攤款、看青費その他門戶錢、打更費の名目の下に、地主より小作人が實際負擔せしめられた額或はその分勞率を示した。

「備考」——地主と小作人の身分關係その他を記した。

## 第八 建物及農具表

### (1) 建物

「家屋種類」——建築様式により瓦房と草房とに分類し、各實質的建物所有間數を示した。普通一間房子は間口1丈乃至1丈2尺、奥行1丈5尺乃至1丈8尺。

瓦房——磚房と磚坯房とを含めたもの

草房——坯房と草棚とを含めたもの

「住居房子數」——住居用として使用せらるゝ建物の房子間數を示した。

「農舍房子數」——倉庫及畜舍として使用せらるゝ建物の房子間數を示し、住居房子數と同様に所有（出典を含む）内貸付、借入に分別記載した。

「備考」——建物の貸借、共同使用、共同所有の關係を示した。

### (2) 農具

「所有農具數」——所有農具數は用途別に分類し、各群毎に所有個數を合計した。

「備考」——共同所有農具及び共同使用農具は備考欄Aに、貸借農具は備考欄Bに掲記した。

## 第九 家畜頭數表

成畜は牛滿二歳、馬、騾、驢滿三歳以上とし、仔畜は括弧をもつて示した。

役畜勞力同等價に就ては、調査部落の役畜は小驢多きを以て小驢（成畜）を標準とし、第八表註に示せる換算率によつて計算した。

## 第十 公租公課表

「所有面積、實質的熟地所有面積、耕作面積」——第六土地關係表參照。

「看青費」「共同井戸建設費」——前者は豐潤班調查部落の特別税にして、後者は民國二十五年に鑿堀せる共同井戸費徵課額である。

「菸酒牌照税」「車捐」——前者は菸酒販賣業に、後者は運輸業に課税せらるゝものにして、共に昌黎班調查部落に見られたるもの。

「牲畜税」「斗捐」「雜牙税」——生産者（農民）が取引業者（商人）との間に商取引をなす場合に徵課せらるゝものである。買得者と賣却者との間に一定の分勞（ $\frac{2}{3}$ ： $\frac{1}{3}$ ）關係があり、従つて買得者たる商人は、收買

價額中より税額を控除せるものを生産者の手取額として支拂ふものである。

「屠宰税」——牲畜の屠宰を依頼せるものが屠宰業者へ屠宰料中に含めて支拂ふ税にして、納税者は屠宰業者たるも、擔税者は牲畜の屠宰依頼者である。

屠宰業者が牲畜を自ら購入し屠宰する場合は、屠宰税の納税者も擔税者も同一人である。

### 第十一 作物別作付面積及收量表

「耕作面積」——各農家の耕地實面積を表す。第六土地關係表参照。

「栽培面積」——(1) 農家の作付總延面積にして、宅地に作付せる場合はその面積をも加へた。

(2) %は耕作面積に對する該作物の作付割合を示す。

「混作」——間作もこの中に包含し、間混作様式に依り主、間混作物別占有實面積を算出した。

### 第十二 穀物收入處分表

本表は冀東地區に生産される主要な穀物たる高粱、粟、玉蜀黍、豆類（其他調査部落の特殊性に應じ適宜附加した）に付き用途別に調査年度間の收支を見たものである。

收入之部の購入欄、支出之部の賣却欄に於ける括弧内の數字は物々交換による收支を示した。

支出之部の其他欄は種子、加工等に要した支出を示した。

收入之部の繰越量、支出之部の食料について、前者は農民の過少申告、後者は記憶薄の爲め正確な數字は期待し得ない。

### 第十三 農産物賣却表

本表は農産物の出廻り及び商品化を示す目的で、全農産物の受入量、收量、賣却量、賣却時期、賣却費、手取額、平均年額を示した。このうち受入量については、

地主の場合

繰越量 + 收量 + 現物小作量收入 + 勞賃收入 - 勞賃支出 - 現在高

小作人の場合

繰越量 + 收量 - 現物小作料支出 + 現物勞賃收入 - 現物勞賃支出 - 現在高

農産物は便宜上原穀に換算した。その場合の換算率は

粟	10	—	小米	6
高粱	10	—	高粱米	8
陸稻	10	—	大米	4
實(仔)棉	100	—	繰綿	30

とした。但し棉花の場合のみは、繰綿で販賣された場合に×印を附して明かにした。一部を實(仔)棉、一部を繰綿で販賣した場合は註記した。

### 第十四 生活費現銀支出表



本表は調査年度間に於ける農家の生活費の中現銀支出（未拂を含む）を示した。

「消費同等價」——本欄の數字は第三表農家人員表の家族消費同等價に該當する。括弧内の數字は同表の年工消費同等價に該當する。

「消費同等價一當支出」——(I) 年工なき場合の計算方法は合計金額を消費同等價を以て除した。

(II) 年工ある場合の計算方法は次の如し。

$$\left\{ \text{食料費} \div (\text{家族消費同等價} + \text{年工消費同等價}) \right\} + \left\{ (\text{合計金額} - \text{食料費}) \div \text{家族消費同等價} \right\}$$

本計算方法の主旨は農家各階層に於ける成年男子一人の生活費現銀支出を出來得る限り、正確に算出せんとするにある。

「住居費」——修繕費、建築費を含まない。

「慶弔費」——自家の冠婚葬祭費を含まない。

## 第十五 貸借關係表

貸借は調査年度以前に借入(貸付)られ、調査年度以前に返済(回収)されたもの以外のすべてのものについて調査した。

返済額は調査年度内に支拂はれたる總額を意味し、未済額は元金と利子を含めた額である。

## 第十六 現銀收支表

### (1) 收入之部

「年度始繰越銀」——民國二十五年々頭に於ける所持銀を示す。但し農民の申告最も正確を缺きたるものゝである。

「副業收入」——豊潤班に於ては繰綿業、雜貨舗、行商、芦、麻稗請負賣却、左官業收入等を、平谷班は雜貨舗、行商、豚仲介收入を記した。昌黎班はこの項を柴刈收入として取扱かつた。

「畜産物收入」——役畜販賣收入を含まず。

「臨時收入」——土地賣却、家屋賣却、農具賣却、役畜賣却、出資銀回収、贈與等臨時的性質を有するものを含む。

「其他」——出資銀配當、公務自由業收入、送金、商工業收入、林野産物收入を含む。

「合計」——「年度始繰越銀」を含まざる合計金額を示す。

### (2) 支出之部

「其他」——建物借賃、土地改良費、農舎修繕、運搬費等、直接的經營費が含まれる。

「家畜費」——役畜を含む。

「臨時支出」——土地購入、家屋建築、出資銀、出産費、冠婚葬祭費、醫療費、送金、贈與、寄附等臨時的性質を有するものを含む。

「收支差引」——は收入之部の繰越銀を加へた合計と、支出合計の差額を示す。